

令和8年3月30日

件名 高崎市児童相談所（愛称：ぱすてる）開所後の相談実績等について

高崎市児童相談所は令和7年10月に「高崎のこどもは高崎で守る」という信念のもと、「行動する児童相談所」として開所しました。開所から約半年が経過しましたので、現状について報告いたします。

1. 相談件数（10月1日～3月26日）

養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
254	201	0	1250	41	3	77	126	1952

2. 児童相談所開設による効果

○迅速な初動対応

都道府県が広域的に設置していた児童相談所でなく、市独自の運営により、通報から安全確保に至るまでの物理的・時間的距離が大幅に短縮された。

また、市独自の判断で一時保護などの措置を速やかに決定できる体制が整ったことは、子どもの安全確保をより積極的に迅速に行えるようになった。

○「予防」から「介入」まで、切れ目のない一体的な支援

基礎自治体として、妊娠・出産期からの母子保健、保育所や小中学校といった、子どもの発育状況や養育環境に関連する情報を一元的に把握することができ、これにより、「予防」から「介入」、そして「家庭復帰後の継続的な見守り」まで、切れ目なく一体的な支援体制を構築することができた。さらに、児童相談所が中心となり、保育所・園や小中学校や医療機関、警察や民生委員等とも緊密に情報共有を図ることができ、地域のネットワークと協働した支援の実現につながった。

○里親支援

児童相談所の開設により、里親業務を市で行なえるようになり、今月、新たに4世帯が里親登録され、48世帯となった。里親の登録を増やすため、市民が参加しやすいよう里親制度の説明会を土日に開催するなど、普及啓発活動にも積極的に取り組んでいる。里親登録後も里親が孤立することがないように寄り添った形で支援している。

また、急な仕事や入院など、一時的に子どもを預けられるショートステイ事業の受け入れ先を施設だけでなく里親まで広げた。（県内初の取り組み）

○一時保護施設での安全安心な生活支援

様々な理由で一時的に家族などと離れ生活する子どもが24時間365日安全に安心して生活できるよう専門職による生活・学習支援や食事の提供、心理的ケア等を行っている。また、「きいてポスト」を設置するなど、子どもが自身の意見を表明できる環境を整え、支援に生かしている。

【本件に関する問い合わせ】

福祉部こども発達支援課

電話：027-345-5190